

## 埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

### 第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身に着けていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

### 第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

### 第3条 各専攻の学位授与方針

#### 機械工学専攻

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

#### 生命環境化学専攻

材料化学、環境化学、生命化学における社会のニーズに応えて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる優れた技術者、研究者であること。

#### 情報システム専攻

情報工学、電子工学、ヘルスケア科学に関連する社会ニーズに応えて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

## 埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の課程博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

### 第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

### 第2条 原著論文業績

- 一 研究期間内において、かつ最終試験の前に少なくとも二報の査読付き原著論文（ここでいう原著論文とは、博士論文を構成する原著論文をいう。）が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者を first author とする原著論文として、一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および当該学生の所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。
- 五 一貫し連続した研究と当該専攻が認める場合、本条第一号に定める研究期間は当該学生の博士前期課程もしくは修士課程における研究期間を含むものとする。

### 第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

### 第4条 修得単位

埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条の2第1項第二号又は同条第2項第二号に規定された単位を修得済あるいは修得見込であること。

### 第5条 優れた業績を上げた者の在学期間の短縮

学則第27条の2第1項第一号ただし書き及び同条第2項第一号ただし書きに規定する、優れた業績を上げた者が在学期間を短縮できる特例を適用し修了することに関しては、埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程早期修了に関する規程に定める。

## 第6条 基準の改廃

この基準の改廃は、研究科教授会の審議を経て、学内理事会が決定する。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

## 埼玉工業大学大学院工学研究科論文博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の論文博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

### 第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

### 第2条 原著論文業績

- 一 予備審査申請において、少なくとも五報の査読付き原著論文が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者をfirst authorとする原著論文として、学位審査申請までの3年間に学術誌に一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および委員会の主査が所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。

### 第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

### 第4条 研究経歴

- 一 学部卒業者にあっては卒業後7年、博士前期課程又は修士課程修了者にあっては修了後5年以上を経過していること、又は博士後期課程もしくは博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学していること。
- 二 前号によらないときは、当該分野で7年以上の研究歴を有すること。
- 三 審査委員会は、学位申請者が大学院博士前期課程又は修士課程未修了者のときは、筆記による学力試験を最終試験で行うことがある。

### 第5条 その他

本基準の第1条から第4条に記載のない事項については、研究科教授会で審議するものとする。

附則 この基準は、平成25年11月18日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。